

可茂衛生施設利用組合
啓発宿泊研修施設「わくわく体験館」
指定管理者公募要項

令和7年7月
可茂衛生施設利用組合

可茂衛生施設利用組合指定管理者公募要項

可茂衛生施設利用組合（以下「組合」といいます。）が設置している啓発宿泊研修施設（以下「わくわく体験館」といいます。）の管理については、「可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年組合条例第 1 号。以下「設管条例」といいます。）第 5 条の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入しています。

つきましては、次の要項によりわくわく体験館の管理運営（施設の管理運営及び事業の実施）を行う指定管理者を公募します。（指定管理者とは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体です。）

なお、指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の規定を参照してください。

- （１）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法律」といいます。）
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）
- （３）可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年組合条例第 1 号）
- （４）可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年組合規則第 1 号）
- （５）可茂衛生施設利用組合行政手続条例（平成 28 年組合条例第 4 号）
- （６）可茂衛生施設利用組合情報公開条例（平成 30 年組合条例第 2 号）
- （７）可茂衛生施設利用組合情報公開条例施行規則（平成 30 年組合規則第 4 号）
- （８）可茂衛生施設利用組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年組合条例第 3 号）
- （９）可茂衛生施設利用組合個人情報保護に関する法律施行細則（令和 5 年組合規則第 2 号）
- （１０）その他、管理運営に適用される法令

※指定管理者とは、法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の管理運営を行う法人その他の団体（以下「団体」といいます。）をいいます。

1 対象施設

- | | |
|-------------|---|
| （１） 名称 | 可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設「わくわく体験館」 |
| （２） 設置目的 | 広く廃棄物処理及びリサイクルの啓発を図るために、次のような内容で住民に利用してもらうことを目的とする。
ア 廃棄物処理及びリサイクルについての学習に関すること。
イ 環境学習に関すること。
ウ 地域のふれあいに关すること。
エ その他、管理者が特に必要と認めること。 |
| （３） 施設計画の理念 | |

① ごみに対する意識改革と環境行政に対する理解を図る

回収ガラスの再溶解、再利用などを通じて、リサイクル等の環境に対する住民意識の向上を図る。

② 地域の文化活動の推進を図る

ガラス工芸や自然体験などを通じて、地域住民に自分の手で作る楽しさや喜びを提供し、魅力ある生活と文化創造、交流の場を提供する。

③ 地域イメージの向上を図る

ガラス工芸のほとんどの技法が学べる高い専門性を有する施設であり、ガラス工芸文化の発信基地として周辺地域のイメージアップを図る。

(4) 所在地 可児市塩河 1071 番地 4

(5) 施設概要 敷地面積 4,779.90 m²

A棟（研修・宿泊施設） 構造：鉄筋コンクリート一部木造 2階建

建築面積 1,360.49 m² 延床面積 1,902.16 m²

《1階》 事務室、宿直室、更衣室、湯沸し室、ガラス工房（236.88 m²）、わくわく工房（95.76 m²）、食堂、談話室、調理室（141.12 m²）、和室2室（21畳、14畳）、エントランスホール（喫煙所、自販機コーナー）、展示ギャラリー（ガラス工芸作品展示）、ピロティ、土間、WC

《2階》 浴場（46.94 m²）、脱衣場、ラウンジ、リネン室、WC、宿泊室1室※車椅子対応（58.18 m²：ユニットバス、厨房設備、冷蔵庫、洗面台、WC）、宿泊室2室（55.65 m²：和室12畳、押入れ、厨房設備、冷蔵庫、洗面台、WC）、宿泊室5室（27.72 m²：洋室、洗面台、WC）

B棟（体育館） 構造：鉄筋コンクリート一部木造平屋建

建築面積 576.42 m² 延床面積 570.32 m²

利用可能面積 バレーボール又はバスケットボールなら1面、バドミントンなら2面、卓球なら4台）

附属施設 更衣室、WC

C棟（倉庫） 構造：鉄骨造平屋建

建築面積 39.53 m² 延床面積 39.53 m²

屋外 駐車場（42台）

(6) その他 わくわく体験館の建物は、組合の所有物件です。

2 管理の基準

(1) 開館時間

① 宿泊 午後3時から翌日の午前10時まで（休館日の前日は宿泊不可）

② 和室、体育館 午前9時から午後9時30分まで

③ グループ室 午前10時から午後3時まで

④ 浴室 正午から午後10時まで

⑤ わくわく工房 午前9時から午後4時まで（指定管理者主催講座の開講日は除く）

- ⑥ ガラス工房 午前9時から午後4時まで（指定管理者主催講座の開講日は除く）
- (2) 休館日
 - ① 火曜日（ただし、浴室は月曜日及び火曜日）
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ③ 12月28日から1月4日まで
- (3) 利用期間

わくわく体験館を連続して利用できる期間は5日以内です。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは除きます。
- (4) 休館日等の変更

指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、開館時間又は休館日を変更若しくは臨時に休館日を定めることができます。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
 - ① 来客の受付及び利用案内に関する事
 - ② 宿泊施設、体育館、会議室の利用許可等に関する事
 - ③ 浴室の利用申込み受付に関する事
 - ④ 付帯設備の管理、操作、説明に関する事
 - ⑤ 利用料金の収納等に関する事
 - ⑥ その他受付業務に関する事
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ① 施設の清掃に関する事
 - ② 設備の保守点検に関する事
 - ③ 宿泊施設の一般的な寝具類の準備及びリネンに関する事
 - ④ 施設及び設備の修繕に関する事
 - ⑤ 施設内の秩序維持、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに、利用者の安全を守るための適切な保安管理に関する事
 - ⑥ 施設維持管理用消耗品、事務用消耗品、清掃用消耗品の消耗品購入に関する事
 - ⑦ 燃料費、光熱水費（電気料金を除く。）、通信運搬費等の支払いに関する事
 - ⑧ ホームページ等による、わくわく体験館に関する情報の提供に関する事
 - ⑨ わくわく体験館の管理運営に必要な印刷物の作成及び配布等に関する事
 - ⑩ わくわく体験館の警備に関する事
 - ⑪ わくわく体験館の夜間管理及び宿直管理に関する事
- (3) 設管条例第2条に規定する目的を達成するための業務
 - ① ガラス工芸を活用した自主事業（バーナーワーク、サンドブラスト、ステンドグラス、吹きガラス、グラスペイント、フュージング等の講座）の企画運営に関する事

② その他の自主事業の企画運営に関すること

※詳細は可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設「わくわく体験館」指定管理者仕様書を参照してください。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を指定期間とします。ただし、設管条例第14条の規定に基づき、指定の取消し又は期間を定めて業務を停止すること等があります。

5 利用料金制

本事業では、利用料金制を採用します。そのため、指定管理者は組合が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。

また、利用料金については、設管条例に定める金額（次表のとおり）の範囲内で、額を変更しようとする6月前までに管理者の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

なお、設管条例の規定に基づいて利用料金を減免したときは、組合からの補てんはありません。

(1) 宿泊利用料金（宿泊者1人あたり）

区分		金額（管内）	金額（管外）
[4人部屋] 201・202・203・204・205 カサブランカ（車椅子対応）	幼児以下	220 円	330 円
	小・中・高校生	1,540 円	2,310 円
	一般	3,080 円	4,620 円
[10人部屋] てっぼうゆり（グループ室） ひめゆり（グループ室）	幼児以下	220 円	330 円
	小・中・高校生	990 円	1,430 円
	一般	2,310 円	3,410 円

【備考】1 一般とは、幼児以下及び小・中・高校生以外の者をいう。

2 利用料金には、浴室利用料、冷暖房利用料、厨房設備利用料、シーツ等寝具利用料を含むものとする。

3 幼児以下の利用料金は、単独で寝具を利用する場合のみ徴収するものとする。

4 利用料金の団体割引は行わないものとする。

5 4人部屋の宿泊は、2人以上の場合とする。

6 10人部屋の宿泊は、5人以上の場合とする。

7 連続して宿泊する場合は、5日以内とする。

8 連続して宿泊する場合を除き、宿泊は午後3時から翌日午前10時までとする。

- 9 休館日の前日は、宿泊できないものとする。
- 10 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(2) 会議室利用料金（1時間につき）

区分	金額（管内）	金額（管外）
会議用和室（午前9時から午後9時半まで）	250 円	370 円
グループ室（午前10時から午後3時まで）	250 円	370 円

- 【備考】 1 利用料金には、冷暖房利用料を含むものとする。
- 2 利用時間を算定する場合に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 3 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(3) 体育館利用料金（1時間につき）

区分	金額（管内）	金額（管外）
全面（午前9時から午後9時半まで）	480 円	720 円
半面（午前9時から午後9時半まで）	240 円	360 円

- 【備考】 1 利用時間を算定する場合に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 2 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(4) 浴室利用料金（1回につき）

区分	金額（管内）	金額（管外）
正午から午後10時まで	250 円	500 円

- 【備考】 1 休館日以外に、毎週月曜日は休みとする。
- 2 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

6 実施スケジュール

本スケジュールは表1のとおりとする。なお、本組合の都合により、予定を変更する場合がある。

表1 実施スケジュール

実施内容	期日等
公告	令和7年7月11日（金）
公募要項配布期間	令和7年7月11日（金）～令和7年8月15日（金）
資料閲覧期間	令和7年7月11日（金）～令和7年8月15日（金）
申請書類提出期間	令和7年7月24日（木）～令和7年9月12日（金）

現地説明会	令和7年8月7日（木）午後5時まで
質問	令和7年7月25日（金）午後5時まで
審査	令和7年10月初旬予定
優先交渉権者の決定	令和7年10月初旬予定
審査結果の公表・通知	令和7年11月予定
指定の通知、基本協定の締結、指定の告示	令和8年1月初旬予定

7 申請資格

- （1） 法人その他の団体（以下「団体」といいます。）で、わくわく体験館の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有していることが必要です。なお、個人での申請はできません。
- （2） 複数の団体により構成されるコンソーシアム（共同体）による申請もできます。その場合には、代表団体を定めてください（他の団体は、構成団体とします。）。また、コンソーシアムの構成団体が、他のコンソーシアムの構成団体となることや単独で申請を行うことはできません。
- （3） 次に該当する団体は、申請者となることができません。
 - ① 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2（ただし、施行令第122条に規定する団体を除く。）、第142条（同条を準用する場合を含みます。）若しくは第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の法人その他の団体
 - ② 施行令第167条の4の規定に該当する団体
 - ③ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市税等を滞納している場合（非法人にあっては、団体の代表者が該当する場合を含む。）
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団それらの利益となる活動を行う団体等の場合

8 公募要項の配布

- （1） 配布場所
可茂衛生施設利用組合業務課施設2係
〒509-0247 可児市塩河 839 番地
電話番号 0574-49-8111
ファクス番号 0574-65-7599
E-mail shisetsu02@kamoeisei.jp
- （2） 配布期間
令和7年7月11日（金）から令和7年8月15日（金）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

配布時間
午前9時から午後5時まで

(3) 配布方法

上記配布場所にて直接配布します。また、可茂衛生施設利用組合公式ホームページからダウンロードすることも可能です。

9 現地説明会

現場の状況や事業概要等について現地説明会を開催します。参加を希望する団体は、令和7年8月5日（火）までに業務課施設2係にご連絡ください。なお、本説明会に参加しなくても、指定管理者の指定申請はできます。

(1) 日時

(2) 令和7年8月7日（木） 午前8時30分～午後5時00分まで

(3) 場所

岐阜県可児市塩河 1071 番地 4

(4) 内容

- ① わくわく体験館の附属設備等の説明
- ② わくわく体験館の事業実績及び利用状況

(5) その他

参加人数は、1 団体につき 2 人までとします。

10 資料の閲覧

(1) 閲覧資料 次の資料を閲覧できます。

- ① 令和5年度、6年度わくわく体験館で実施した各事業の実施報告書
- ② 備品台帳一覧
- ③ 消防計画
- ④ 防火管理者選任届出書
- ⑤ 消防用設備等点検結果報告書

(2) 閲覧期間 令和7年7月11日（金）から令和7年8月15日（金）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 閲覧時間 午前9時～午後5時まで

(4) 閲覧場所 可茂衛生施設利用組合業務課（可燃棟3階）

(5) 留意事項

- ① 閲覧を希望する場合は、あらかじめ業務課施設2係へ連絡し、予約のうえ閲覧してください。
- ② 資料の持ち出しは禁止します。なお、閲覧場所内における筆記、複写は可とします。
- ③ 本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所があることに留意のうえ閲覧してください。
- ④ 個人情報記載された資料等は、除きます。

11 質問

- (1) 提出期限
令和7年7月25日（金）午後5時まで
- (2) 提出様式
別記様式第4号
- (3) 提出方法
窓口へ持参又は郵送、ファクシミリ、電子メール（様式は任意）のいずれかで送付してください。口頭による質疑は受け付けません。
- (4) 回答方法
全ての質問内容及びその回答を令和7年8月5日（火）までに可茂衛生施設利用組合公式ホームページで公開します。

12 申請の手続き

- (1) 提出書類
 - ① 公の施設の指定管理者指定申請書（設管規則別記様式第1号）
 - ② わくわく体験館の管理に関する事業計画書
 - ③ わくわく体験館の管理に関する業務の収支予算書
 - ④ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ⑤ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は全部事項証明書
 - ⑥ 申請団体の指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財政状況を明らかにする書類
 - ⑦ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
 - ⑧ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市税等に滞納がないことの証明書
- (2) 提出部数
正本1部、副本10部を提出してください。なお、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。
- (3) 提出期間
令和7年7月24日（木）から令和7年9月12日（金）午後5時まで
- (4) 提出方法
組合事務所の業務課施設2係へ直接持参してください。
- (5) 申請及びプロポーザルに関する費用負担
申請及びプロポーザルの際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。
- (6) 提案書の著作権及び公表
提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、将来的に情報公開請求の対象となり、開示又は公表することがあります。
- (7) 提案書の変更
組合が一旦受理した提案書については、明らかな間違い、字句等の軽微な訂正を除き、内容変更は認めません。

13 指定管理者候補団体の選定

- (1) 可茂衛生施設利用組合指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」といいます。）が、本要項の選定基準に基づき審査を行います。

審査にあたり、事業計画書及び収支予算書等について説明していただく機会を設けます。実施時期は10月初旬から10月中旬を予定していますが、開催日時、場所、実施方法等の詳細については別途通知します。

- (2) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和7年11月初旬を目途に、申請者全員に通知します。また、後日可茂衛生施設利用組合公式ホームページで公表します（選定団体以外の団体については、名称等の公表は行いません）。

- (3) その他の留意事項

- ① 選定評価委員会委員及び関係職員との接触禁止

申請予定者及び申請者は、選定評価委員会委員及び関係組合職員と本件の提案についての接触（現地説明会、資料閲覧等正当な行為を除きます。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

- ② 重複提案等の禁止

ひとつの団体が、複数の提案をすることはできません。また、ひとつの団体が、複数の共同体に加わることもできないものとします。

- ③ 選定審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき

イ 本要項に違反し、又は著しく逸脱したとき

ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき

エ その他不正な行為があったとき

- ④ 企画提案書の一定水準の確保

企画提案書の内容を審査するにあたり、その内容が一定の得点に満たないときは、指定管理者候補団体として採択されない場合があります。一定の得点については、後日可茂衛生施設利用組合公式ホームページで公表します。

14 選定基準

選定評価委員会において、提出いただいた書類及び説明いただいた事業計画及び収支予算書等について、総合点数方式での審査により採点のうえ、指定管理者を選定します。

なお、設管条例第9条の規定による選定基準に基づく具体的な評価項目は別紙のとおりとします。評価項目の配点基準等は、後日可茂衛生施設利用組合公式ホームページで公表します。

15 管理に係る委託料

- (1) 管理に係る指定管理料の額

指定管理料は各年度6,000万円（消費税及び地方消費税込み）を限度とし収支予算書に記載された金額を参考に、過去の実績等を考慮したうえで協定において定めます。仕様書に記載のリスク負担表に該当する場合を除き、年度内の増額は認められません。また、5年間の指定管理料の総額についての上限額は、組合議会で議決されますので、留意のうえ、事業計画と収支予算を立案してください。

(2) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき前期・後期の2期に分割して支払います。支払時期は4月、10月の下旬頃までとします。なお、支払い方法は協定で定めます。

16 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、組合議会の議決が必要です。選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決されれば、管理者が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

組合と指定管理者は、指定管理者の行う業務の内容及び管理の基準に関する細目の事項等について、申請時に提出した事業計画及び書類審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議のうえ、協定を締結します。

17 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

(1) 申請の辞退・選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず組合事務所の業務課施設2係に辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退することは、理由の如何に関わらず認められません。万一、選定結果通知後に辞退した場合、組合が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

(2) 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が下記のいずれかに該当した場合には、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取消すこととします。取消しとなった場合は、第2位に決定した申請者が指定管理者の候補者として適当であることが認められれば、代わりに候補者に選定することとします（第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします）。

- ① 組合議会において指定にかかる議案が否決されたとき。
- ② 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき。
- ③ 公の施設の指定管理者として相応しくない行為があったとき。
- ④ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ⑤ 指定管理者等が提出した書類に、虚偽の記載があることが判明したとき。
- ⑥ 正当な理由がないのに協定の締結に応じないとき。
- ⑦ 本要項に定める申請資格を失ったとき、又は申請資格がないことが判明したとき。
- ⑧ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

18 その他（留意事項）

- (1) 管理者が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消すことができます。この場合、指定管理者の損害に対し組合は賠償しません。また、取消しに伴い組合が被った損害について賠償請求をすることがあります。

19 添付資料

- (1) 公の施設の指定管理者指定申請書
- (2) わくわく体験館指定管理者事業計画書
- (3) わくわく体験館の管理に関する業務の収支予算書
- (4) 団体概要調書
- (5) 質問書
- (6) 可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設「わくわく体験館」指定管理者仕様書
- (7) わくわく体験館平面図

20 問い合わせ先

可茂衛生施設利用組合業務課施設 2 係
〒509-0247 岐阜県可児市塩河 839 番地
電話番号 0574-49-8111
ファクス番号 0574-65-7599
E-mail shisetsu02@kamoeisei.jp

別紙【可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設「わくわく体験館」指定管理者選定に係る審査基準】

選定項目		審査項目	内容
1	住民の平等利用及びサービスの向上が図られるものであるか (設管条例第9条第1項第1号)	施設の設置目的及び組合が示した基本方針の理解	公の施設としての設置目的を理解しているか
			組合が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか
			団体の経営モラルや経営実態は健全か
		平等な利用が図られる具体的な手法及び期待される効果	利用者の公平かつ公正な利用を確保しているか
			生活弱者等へ配慮されているか
			個人情報保護及び情報公開への体制は適切か
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであるか (設管条例第9条第1項第2号)	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	利用ニーズの把握及びその後の運営への反映等の施設がみられるか
			施設の専門性が発揮できる提案がされているか
			地域・関係機関・ボランティア等との連携が図られているか
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される役割	公募要項に示した内容に対する事業計画は適切か
			全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか
			現在のサービス水準を確保し、さらに向上が図られるものであるか
		施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	組合が求めている内容が事業計画で提案されているか
			施設管理・安全管理は適切か
			維持管理は現在の水準を確保されているか
		施設の管理運営に係る経費及び収支計画の適格性と実現の可能性	現在の水準と比較して適正な価格か
			収支計画は適正なものか
			収支計画の実現の可能性はあるか
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有しているか (設管条例第9条第1項第3号)	安定的な運営が可能となる人的能力	人的配置及び勤務体制は適切か
			従事者の採用、資質向上及び研修体制は適切か
		安定的な運営が可能となる経理的基盤	団体の財務状況は健全か
			金融機関または出資者等の支援体制は十分か
4	その他研修館の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているか (設管条例第9条第1項第4号)	類似施設の運営実績	類似施設（当該施設を含む）を良好に運営した実績はあるか
		提案書の内容	提案書の内容が組合と協働を図れるものか
			情報の収集及び提供の方法は効果的か
			わくわく体験館に関する現状認識と課題の把握が的確になされているか
			提案書の内容が廃棄物処理及びリサイクルの啓発を図るために貢献できるものか